

第 83 号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第27条」に、「第25条」を「第28条」に改める。

第12条から第24条までを次のように改める。

（医療費指数反映係数の基準）

第12条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、0以上1以下であることとする。

（年齢調整後医療費指数）

第13条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数の基準）

第14条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（一般納付金所得等割合）

第15条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第16条 算定政令第9条第7項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数の範囲）

第17条 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲（一般納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超えて1未満とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準）

第18条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第19条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第20条 算定政令第10条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)

第21条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超えて1未満とする。

(介護納付金納付金所得係数の基準)

第22条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第23条 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第24条 算定政令第11条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

第25条を第28条とし、第4章中第24条の次に次の3条を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)

第25条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第26条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第27条 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。